

調整給付金(不足額給付分)支給申請のご案内

申請の方法 郵送による確認書の返信

申請期限 令和7年10月31日(金) 必着

- 給付対象者 : 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方
- 受給権者 : 対象者本人
- 給付金額 : 確認書記載の金額

申請の手順

① 確認書の内容を確認

口座変更を
しない方

公金受取口座を
希望する方

振込口座を指定する方
(口座の変更含む)

② 申請者本人確認書類を準備 (いずれか1つ)

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ マイナンバーカードのコピー (顔写真有)
- ・ 健康保険証のコピー
- ・ 年金手帳のコピー
- ・ 生活保護受給者証のコピー
- ・ 身体障害者手帳のコピー
- ・ 旅券 (パスポート) のコピー

②-2 振込口座関係書類を準備

- ☐ 申請者本人名義の
振込先金融機関口座確認書類(いずれか1つ)
- ・ 通帳の表紙を開けたページのコピー
(銀行支店名・名義人・口座番号が載っているページ)
- ・ キャッシュカードのコピー

③ 確認書に必要事項を記入、裏面に添付書類の貼付

「記入例」を参考に記入し、確認書の裏面へ本人確認書類と振込口座確認書類(振込口座を指定する方)を貼って下さい。

④ 郵送

令和7年10月31日(金) 必着

同封の返信用封筒に入れてポストに投函して下さい。

※ なお、代理による申請をされる場合には、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

佐川町役場住民課
0889-22-7704(受付: 8:30~17:15)